

介 護 保 険
住 宅 改 修 の 手 引 き



(令和6年4月版)

熱海市 長寿介護課 介護保険室

<http://www.city.atami.shizuoka.jp/>

介護保険住宅改修の概要

介護保険住宅改修費支給制度とは、要介護（支援）状態になった方が、可能な限り、居住する住宅でその能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な住宅改修を行った際の費用の一部が支給される介護給付です。

利用者が暮らしやすい住環境を整えるためには、利用者の心身の状況、日常生活の様子、住宅の状況、福祉用具の利用状況などを総合的に勘案したうえで、住宅改修を行う必要があります。ご本人・家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。住宅改修前には、必ず、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等にご相談ください。

利用できる方



介護保険の要支援・介護認定申請の結果、『要支援1～2又は要介護1～5』と認定された方で、在宅で生活している方が対象となります。

《留意点》

1. 要支援・要介護認定の申請前、要介護認定有効期間外に住宅改修を行った場合は保険給付の対象外になります。
2. 要支援・要介護認定の申請中に改修した場合は、認定結果がおりてから住宅改修費が支給決定されます。（認定結果が非該当の場合は支給されません。）

対象となる住宅



住宅改修費の支給対象となる住宅は、要支援・要介護認定者が住民登録している住宅（＝被保険者証記載の住所地）が対象となります。被保険者証に記載されている住所地以外の住宅の改修は認められません。必ず被保険者証に記載されている住所地を確認して下さい。

熱海市への転入前に住宅改修を希望する場合は事前にご相談ください。

《留意点》一時的に身を寄せている住宅の改修について

親族宅へ一時的に居住する場合であっても、介護保険の被保険者証に記載されている住所地でなければ住宅改修の支給対象になりません。

住宅改修の種類及び内容

住宅改修の種類	内 容
(1) 手すりの取付け	<p>廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作を円滑にすることを目的として取り付けるもの。</p> <p>なお、取付けに工事を伴わない手すりは住宅改修の給付対象として認められません。</p>
(2) 段差の解消	<p>居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための改修。</p> <p>具体的には、敷居を低く（撤去）したり、スロープを設置したり、床をかさ上げしたりするもの等があげられます。</p> <p>なお、取付けに工事を伴わないスロープ、すのこ等の設置や、動力を使う段差解消機の設置は住宅改修の給付対象として認められません。</p>
(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	<p>居室においては畳敷きから板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更などの改修等があげられます。</p> <p>なお、滑り止めマットを床に置くだけ等の取付けに工事を伴わないものは住宅改修の給付対象として認められません。</p>
(4) 引き戸等への扉の取替え	<p>開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。</p> <p>ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、住宅改修の給付対象として認められません。</p>

住宅改修の種類	内 容
(5) 洋式便器等への便器の取替え	<p>和式便器を洋式便器に取り替える工事や既存の便器の位置や向きを変更する工事が対象となりますが、福祉用具購入品目である腰掛便座の設置は除きます。</p> <p>和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取り替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの付加機能のみを目的とした取り替え工事は対象外となります。</p> <p>さらに、非水洗和式便器から水洗式洋式便器または簡易水洗洋式便器に取替える場合の水洗化または簡易水洗化の費用は、住宅改修の給付対象として認められません。</p>
(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	<p>①手すりの取付けのための壁の下地補強</p> <p>②浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置</p> <p>③床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備</p> <p>④扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事</p> <p>⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化工事を除く)や床材の変更</p>

《留意点》

1. 新築や増築の住宅改修について

住宅の新築や増築(新たに居室を設ける等)、または改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、支給対象になりません。

2. ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所等が重複しないように申請してください。

3. 支給対象となる住宅改修について

支給の対象となる改修内容かどうかは、保険者である熱海市が決定します。

住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。改修時に、利用者・家族が取り付け位置の変更等を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと保険給付の対象外となりますので、変更する場合は必ず事前にご相談ください。

支給限度基準額

要介護状態区分にかかわらず、対象となる改修費用の20万円まで住宅改修費の支給申請をすることができ、そのうち9割～7割が保険で支給されます。

残りの1割～3割と20万円を超えた部分の改修費用は自己負担となります。

支給限度基準額20万円に達するまでは、何度でも改修を行うことが可能です。

※保険給付額に1円未満の端数があるときは切り捨てし、自己負担額を切り上げます。

【改修費用15万円の住宅改修の例（※自己負担1割の場合）】



支給限度基準額の例外

以下のどちらかの要件に該当した場合、過去に住宅改修費の支給を受けている方でも、支給限度基準額が再度20万円まで利用できるようになります。ただし、以前の支給限度基準額に残額があっても、持ち越されずに20万円となります。

1. 転居して住所が変わる場合
2. 要介護状態が著しく重くなった場合（同一住宅・同一要介護者について1回のみ）
初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、下記のように要介護状態区分が3段階以上上がった場合が対象です。
（※要介護状態区分であって、要介護度ではありません。）

初回の住宅改修着工日の 要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の 要介護状態区分
（第一段階）要支援1	（第四～六段階）要介護3・4・5
（第二段階）要支援2・要介護1	（第五～六段階）要介護4・5
（第三段階）要介護2	（第六段階）要介護5

支給方法

支給方法には、償還払い方式と受領委任払い方式の2種類があります。

支給方法		内容
①	償還払い	申請者が対象工事費用の全額を一旦施工業者に支払った後に、対象工事費用の9割～7割を熱海市から申請者に支給します。 <u>介護保険料の未納により給付制限を受けている場合は、自己負担額が1～2割の方は保険給付が7割に、自己負担3割の方は6割に減額されます。</u>
②	受領委任払い	申請者が対象工事費用の1割～3割（自己負担分）のみを施工業者に支払った後に、対象工事費用の9割～7割を熱海市から施工業者に直接支払います。 <u>ただし、受領委任払いを利用する場合は、あらかじめ施工業者が熱海市に受領委任払い事業者として登録する必要があります。</u> 入院・入所中の方が退院・退所に向けて住宅改修をする場合や要介護認定申請中の場合は償還払いをご利用ください。 なお、介護保険料に未納があり、給付制限を受けている方は、受領委任払いの利用はできません。

申請手続きについて



介護保険の住宅改修は、工事着工前の「事前申請」と工事完了後の「事後申請」の2段階の申請が必要です。申請の際は、ケアマネジャーや施工業者と十分に話し合ってください。利用者（家族）、ケアマネジャー、施工業者の意思疎通ができていないとトラブルの原因になります。

《事前申請の承認》

熱海市では、以下の①及び②の事項をもって事前申請の承認としています。

- ①「住宅改修が必要な理由書」の保険者評価欄に、当該住宅改修について承認する旨の記載がされている。
- ②「見積書」に市の受付印が押印されている。（受付印の日付を受付日とします。）

【注意！】

事前申請の承認がされてない改修は支給できません。

必要な書類が揃ったら、改修内容を把握している方が来庁し申請をしてください。

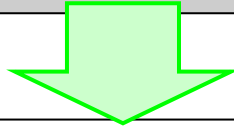
《留意点》

1. 介護認定申請中または入院中の方は、事前申請承認後の工事着工は可能ですが、事後申請は、認定結果が出てから、又は退院した後になります。
2. 住宅改修完了前に利用者が死亡した場合は、死亡時に完成している部分のみが支給対象になります。

手続きの流れ

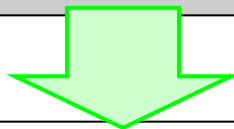


住宅改修の内容（計画）について、ご家族、担当ケアマネジャー、施工業者と相談してください。

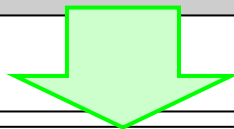


《事前申請》

申請書類を揃えて、ケアマネジャー等を通じて熱海市へ事前申請を行います。



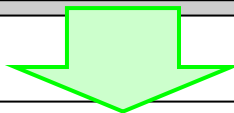
熱海市は、住宅改修の内容について書類審査（必要に応じて現地調査）を行った後、工事着工の承認をします。承認後、事前申請書類を一旦返却します。



《工事着工 ⇒ 完成》

施工業者が工事着工の承認を受けて、工事を着工します。

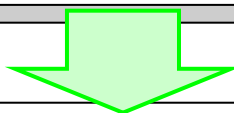
※改修内容に変更が生じた時は、工事を一旦中断し、熱海市にご相談ください。



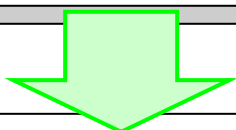
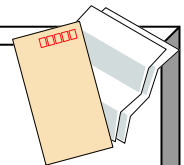
《事後申請》

完成書類一式を揃えて、ケアマネジャー等を通じて熱海市へ事後申請を行います。

※事後申請受付から支給決定まで2ヶ月程度掛かります。被保険者等の負担を減らすためにも事後申請書類は、**工事完了日の翌月10日までに提出**してください。

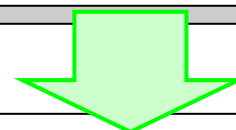


熱海市は、住宅改修の内容について書類審査（必要に応じて現地調査）を行った後、申請者に住宅改修費支給決定通知書を発送します。
※受領委任払いの場合は、施工業者に発送します。



《償還払い》

申請者の口座に住宅改修費を振込みます。



《受領委任払い》

施工業者の口座に住宅改修費を振込みます。

事前申請に必要な書類

① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

- 事前申請時において、記入できる部分は記入してください。
- 記入内容を訂正する場合は、訂正部分に訂正印を押すか、捨印による訂正とし、修正液等は絶対に使用しないでください。

② 住宅改修の承諾書（改修を行う住宅の所有者が本人以外の場合）

③ 住宅改修が必要な理由書

- 住宅改修が必要な理由書は、担当している「居宅サービス計画」及び「介護予防サービス計画」を作成している介護支援専門員及び地域包括支援センター職員（以下「介護支援専門員等」という。）に作成してもらってください。
- 担当の介護支援専門員等がいる場合であって、作業療法士、福祉住環境コーディネーター２級以上の有資格者、ケアマネジャー及び地域包括支援センターの職員（以下「作業療法士等」という。）が作成する場合は、担当介護支援専門員等と十分に連絡調整を行ったうえで、担当介護支援専門員等が内容を確認してください。
- この場合、担当する介護支援専門員等は、必ず、当該連絡調整の内容について、居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書（以下「ケアプラン」という。）に記録してください。なお、連絡調整の内容とは、「調整した日付」、「住宅改修が必要な理由」、「作業療法士等に住宅改修が必要な理由書の記載を依頼する理由」等をいいます。
- ケアプランを作成していない方は、作業療法士等に作成を依頼してください。

④ 見積書

- 材料費について
 - ア 材料費について、他の住宅改修の実績及び標準的な費用と乖離していると思われる場合は、個別に、内訳及び積算根拠等を確認させていただきます。
 - イ 合い見積書の提出については、被保険者の意向をできるだけ優先したいことから、原則求めていませんが、材料費が他の住宅改修の実績及び標準的な費用と乖離していると思われる場合は、当該被保険者に対し、合い見積書の提出を求める場合があります。
- 施工費について
 - ア 施工費は、当該工事に関する取付け及び設置等に要した、いわゆる「工賃」を記載してください。
 - イ 施工費の額が明らかに実際の費用と乖離していると思われる場合は、個別に、内訳及び積算根拠等を確認させていただきます。
- 諸経費について
 - ア 諸経費は、当該工事に関する設計及び積算に要する費用を記載してください。

イ 諸経費の金額は、概ね経費全体の10%程度が望ましいと考えていますが、特に根拠がないため、特段の規定はしません。ただし、明らかに実際の経費と乖離していると思われる場合、個別に、内訳及び根拠等を確認させていただきます。

• 共通事項

ア 「材料工賃一式」等と表示せず、材料費、施工費、諸経費に分けて算出し、その区分を分かり易く記載してください。また、住宅改修の種類、箇所ごとに材料費、工賃等を適切に区分して記載してください。

イ 住宅改修について、例えば工事を大工に依頼する等、その一部を他の者に業務委託等した場合、その仲介手数料及びそれに類する費用は、支給対象外とします。
(静岡県より指導。)

ウ 「住宅改修が必要な理由書」の作成に要する費用については、介護支援専門員等が作成した場合は居宅サービス計画費及び介護予防サービス計画費に含まれるため、支給対象外とします。

エ 担当介護支援専門員等がいる被保険者の「住宅改修が必要な理由書」を作業療法士等が作成した場合においても、本来であれば担当介護支援専門員が作成すれば足りることから、支給対象外とします。 (静岡県より指導。)

オ 住宅改修に要する工事を、大工等他の者に業務委託等した場合、施工費は大工等の取付け等の工賃、諸経費を当該住宅改修事業者の設計及び積算に要する費用としてください。 (静岡県より指導。)

カ 居宅介護住宅改修及び介護予防住宅改修を受ける被保険者の家族等(以下「家族等」という。)が、住宅改修事業者におり、当該住宅改修に関わる場合、家族等が当該住宅改修を行う場合は施工費を算定することができません。 (介護保険最新情報Vol.71、静岡県より指導。)

キ 保険給付対象外の工事が含まれている場合には、保険給付対象工事と対象外工事が分かるよう区分してください。

ク 必要に応じて、製品のカタログ等のコピーを添付してください。

⑤ 家屋の平面図

- 日常生活上の動線がわかる間取り図に、住宅改修の種類、寸法等の概略を記載してください。改修箇所は赤字等分かりやすい色で記載してください。
- 過去に住宅改修を行った箇所も色を分けて記載してください。
- 住宅改修の種類、箇所ごとに番号を振って、申請書、見積書、写真等と対応させると確認しやすくなります。
- 段差解消の場合は、段差の高さ等も記載してください。

⑥ 改修前の写真

- カメラに日付機能がない場合は、黒板等を利用して撮影してください。
- 1枚で表示できない場合は、状況に応じて、遠景、近景と分割して全体を表示する等、改修の全体像と動作のイメージが分かるよう工夫してください。
- 段差解消の場合は、メジャーを写し込んで高さがわかるようにしてください。

- 手すりの取り付け位置、施工範囲等の改修後の状態を写真上に表示してください。

事後申請に必要な書類



① 事前申請で提出した必要書類①～⑥

- ・ 事前申請で提出した書類は、工事着工承認時に一旦お返しします。工事完了後、必要事項を記入して再度ご提出ください。

② 改修後の写真

- ・ 改修前と同じ位置から撮影日付を入れて撮影してください。改修前の写真と比較することで改修の状況がわかるように撮影してください。
- ・ 踏み台を設置した場合は、固定されていることが分かる写真を添付してください。

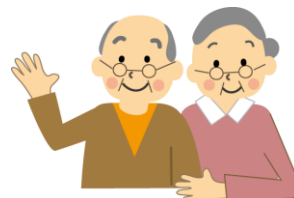
③ 工事費内訳書（請求書）（見積書の内容に変更がある場合のみ）

- ・ 実際に工事に要した費用の内訳を「見積書」と同様に作成してください。

④ 領収書（原本）

- ・ 必ず原本をご提示ください。原本の返却をご希望のときは、コピーを添付してください。
- ・ 領収書の宛名は、被保険者氏名を記載します。被保険者の死亡後に相続人が支払った場合等、申請者と被保険者が異なる場合は、ただし書きに被保険者氏名を記載してください。
- ・ 領収日は工事完了日以後とします。分割払いの時は、最終支払日が工事完了後となりますので、すべての領収書を提示してください。
- ・ 償還払いの場合の領収金額は、工事費用と同じ金額になります。
- ・ 受領委任払いの場合の領収金額は、自己負担分（工事費用の1～3割）の金額になります。

⑤ 委任状（被保険者以外の口座に振り込む場合のみ）



住宅改修費の請求について

1. 受領委任払の請求

- ① 住宅改修工事完了後、被保険者への費用の請求及び領収、並びに本市への請求事務については遅滞なく行ってください。
- ② 受領委任払を行っている事業者様は、「熱海市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給に係る受領委任払に関する要綱」第8条第1項の規定に基づき、住宅改修が完了した日の属する月の翌月の10日までに、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書兼請求書」を市に提出してください。
- ③ 住宅改修の完了後、上記②期限を超えて市に請求した場合は、必ず、遅延した理由を文書により提出してください。（任意様式）その際、当該文書は事業所の代表者名で作成してください。なお、再度遅滞して当該請求をした場合は、受理しないこととしますので、御注意ください。
- ④ 提出の失念、書類の紛失等、住宅改修事業所の瑕疵による遅滞については、請求を受理しないこととします。住宅改修事業者の内部において請求の遅滞のないよう御注意いただくよう従業者に御周知ください。

2. 償還払いの請求

住宅改修事業者は、当該被保険者の償還払請求について、特に規定上必須ではありませんが、助言及び請求事務の支援をしていただくようお願いいたします。

住宅改修についての質問

住宅改修の内容や手続きについてご不明な点は、熱海市長寿介護課介護保険室までお問い合わせください。また、厚生労働省の介護サービス関係Q&Aにも多くの相談事例が掲載されていますのでそちらも参考にしてください。



厚生労働省 介護サービス関係Q&A

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/qa/index.html

申請書類作成例

償還払いの場合

第 17 号様式(第 20 条関係)

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書														
フリガナ	アタミ タロウ			保険者番号										
被保険者氏名	熱海 太郎			被保険者番号	2	0	5	0	0	1	2	3	4	5
改修の内容・箇所及び規模	① トイレ手すり L型 1本			性別	男・女									
	② 玄関上がり框踏み台設置			電話番号	86-6000									
	③ トイレ開き戸を外開きへ変更			本人との関係	(長男)									
改修費用	48,930 円													
熱海市長	あて													
	上記のとおり関係書類を添えて居宅介護													
	年 月 日													
	住所 熱海市中央町1番1号													
申請者	氏名 熱海 太郎													
	電話番号 86-6000													
	業者名 (有)アタミ住環境開発													
	着工日 ○○年 △月 ×日													
	完成日 ○○年 △月 ××日													

事前申請の際は、太枠内を必ず記入してください。

どの場所に、どのような改修をするのか明記してください。改修箇所ごとに番号を振って、見積書や写真と連動させると分かりやすくなります。

被保険者の住所、氏名を記入して押印。申請書の内容を訂正する場合は、修正ペン等は使わずに訂正印で訂正してください。

熱海印

注意・この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。

- 改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行		本店		種目	口座番号							
	あたみ	信用金庫	中央	支店		①普通預金	7	7	7	7	7	7	7
	信用組合	出張所	金融機関コード	店舗コード									
	0	0	0	0	2								
	フリガナ		アタミ タロウ										
	口座名義人		熱海 太郎										

被保険者名義の口座を記入。
※被保険者以外の口座に振り込むときは委任状が必要になります。

熱海

受領委任払いの場合

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）

フリガナ	アタミ タロウ	保険者番号	2 2 2 0 5 9
被保険者氏名	熱海 太郎	被保険者番号	2 0 5 0 0 0 0 0 0 0
		個人番号	
生年月日		要介護度等	
認定有効期間	～		
住所	電話番号		
住	改修の内容にチェックを入れてください。		
住			
改修の内容・箇所及び規模	<input type="checkbox"/> 2 段差の解消	業者名	(有)アタミ住環境開発
	<input type="checkbox"/> 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	業者連絡先	0557-
	<input type="checkbox"/> 4 引き戸等への扉の取替え	着工日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 5 洋式便座等への便器の取替え	完成日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 6 付帯工事			
改修費用	円		
熱海市長 あて 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 年 月 日			
申請者 (受領委任事業所)	所在地 熱海市中央町2-2 事業者名 (株)アタミ販売企画 代表者名 介護 三郎	事業所番号 0000000000 電話番号 0557-12-3456	
上記の事業所に居宅介護（介護予防）住宅改修費の請求及び受			委任行為のため、記名押印または署名捺印してください。

注意 ・この申請書に住宅改修に係る領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。

- ・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。
- ・欄内の記入が困難な場合は、別紙に記入してください。

給付費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 農協 ()	本店 支店 ()	種目	口座番号
	金融機関コード	店舗コード	1 普通 2 当座 3 その他 ()	
	ゆうちょ銀行	記号	番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

住宅改修が必要な理由書

<基本情報>

被保険者 番号	年齢	生年月日	明治 大正 昭和	性別	口男	口女
被保険者 氏名	要介護認定 (該当に○)	要支援	経過的	1・2	3	4・5
住所	作成者					
					資格 (作成者が介護支援専門 員でないとき)	所在地確認日
					氏名	年月日
					連絡先	作成日

記入要領 P1

社団法人シルバーサービス振興会

『住宅改修が必要な理由書作成の手引き』より

●福祉用具の利用状況とともに、改修後、利用が想定される福祉用具をレ点チェックする。

確認日	年月日	評価欄
氏名		

<総合的状況>

<p>P1-①</p> <p>利用者の身体状況</p> <p>●立ち上がりやバランスの保持、移動といった生活動作に関する身体状況を記述する。 ●屋内の移動方法(つかまらないうで歩ける・つたい歩き・介助歩行・つえや歩行器利用・車いす介助など)は必ず記述する。 ●さらに、屋外に関連する改修をする場合は、屋外の移動方法も必ず記述する。</p>	<p>福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定(改修前 改修後)</p> <p>P1-④</p> <p>車いす <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>特殊寝台 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>床ずれ防止用具 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>体位変換器 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>手すり <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>スロープ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>歩行器 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>歩行補助つえ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>認知症老人徘徊防止用具 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>移動用リフト <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>腰掛便座 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>特殊原器 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>入浴補助用具 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>高易浴槽 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p>その他 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
<p>P1-②</p> <p>介護状況</p> <p>●各種介護サービスだけでなく、家族の介護も含めた介護状況を記述する。 ●見守り程度の状況であっても、その内容を記述する。</p>	<p>●「その他」の欄には、住宅改修に関連した介護保険給付対象外の福祉用具を記入する。</p>
<p>P1-③</p> <p>住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか</p> <p>●利用者や家族が住宅改修によって現在の暮らしをどのように変えたいのか、あるいは継続していきたいのかを、専門職の判断も踏まえた上で、総合的に記述する。 ●これまでの生活歴を踏まえ、利用者はどのような社会参加をしていきたいのかを記述する。 ●具体的な改修方針や改修項目は「P2」に記述する。</p>	

作成にあたっての留意点と記入要領 (P1)

留意点1. 利用者・家族の生活状況と生活上の希望について、総合的に把握する。

P1-①：利用者の身体状況

- ・利用者の状況は、日常的に接していない者には見えにくい場合もあります。
 - 健康、疾病、日常生活動作等については利用者の了解のもと、主治医やリハビリテーションの専門職（理学療法士、作業療法士など）、担当の訪問看護師などから情報を得ることも有益です。
 - 特に疾病の状況把握については、利用者本人の生活の基調をなすものなので、関係機関と十分な連絡を取り合う必要があります。

P1-②：介護状況

- ・どういう介護（サービス）が提供されているかが住宅改修の必要性を判断する上で重要となります。
 - 各種介護サービスの利用状況を始め、家族の介護（見守り含む）の状況も記述します。
 - 住宅改修を行うことにより、どのような介護状況が想定されるかの記述もあるとさらにより良いでしょう。

P1-③：住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか

- ・介護給付の場合であれば、居宅サービス計画書第1表にしたがって、介護支援専門員が専門家の立場から利用者や家族の希望を把握する必要があります。（居宅サービス計画書第1表の中で、住宅改修に関して援助方針の記述があればそれを転記してもかまいません。）
- ・利用者、家族の希望をよく踏まえた上で、リハビリテーションなどの専門家の意見も提供した上で、利用者、家族が納得する内容を取り入れましょう。利用者、家族の希望だけを取り入れて行った住宅改修では、自立支援としての効果が認められないものも少なくありません。
 - 利用者と家族の希望が必ずしも一致しているわけではないので、十分な情報収集が必要となります。
 - 利用者、家族の希望を把握した上で、利用者の身体状況や介護・住環境の状況を踏まえ、住宅改修の必要性や目的・方針について専門職の立場からの意見を示し、利用者がそれを理解し、納得した上で自己決定を行うことができるようにすることが重要です。

P1-④：福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定

- ・福祉用具との関係から、どういった改修が行われるかを判断するための項目です。
 - 改修前及び改修後に想定される福祉用具を可能な限りチェックして下さい。
 - 介護保険で給付される福祉用具に限ったものではありません。
 - 改修工事で取り付ける手すり、スロープは含みません。
- ・利用者の生活状況や介護状況を改善するためには、住宅改修と福祉用具を組み合わせて一体的に検討することが重要です。
 - 利用する福祉用具によって、スペースの確保や段差解消の必要性が異なります。
 - 手すりやつえをどのように使い分けのかなど、具体的な生活動作の必要性に応じてリハビリテーションの専門職等に確認します。

住宅改修が必要な理由書

記入要領 P2

<P1の「総合状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

活動	①改善をしようとしている生活動作	②具体的な困難な状況	③改修目的と改修の方針	④改修項目(改修箇所)
排泄	<p>●改善をしようとしている具体的な動作についてしチェックをする。</p> <p>●今回改修の対象でない項目にはしチェックする必要はない。</p>	<p>●生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の現状を具体的に記述する。</p> <p>・本当は…したいのだが、実際には…しかできないので、…について困っているというように具体的に記述する。</p> <p>・「動作」のレベル(例えば、「立ち上がる」「歩く」「車を押す」「またぐ」「段差昇降」「扉を開閉する」などで、それがどのようになっているかを具体的に記述する。</p> <p>・改修案の検討の際は全ての活動についてチェックが必要だが、理由書では改善しようとする活動の記述のみでよい。</p>	<p>●各活動の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記述する。</p> <p>・改善方法は「つかまれる所を作る」「つかまれない工夫」「立ち上がりの際の支えを確保する」などの表現でも良い。</p> <p>・段差解消の場合は、「敷居を撤去して平らにする」「かさ上げ」「敷台設置」「スロープ設置」などのように具体的に記述する。</p> <p>・一つの改修項目が複数の目的のために行われる場合はまとめて記述してもよい。</p> <p>・具体的手段については利用者や家族はもちろん、住宅改修の専門家(リハビリテーション)技術者や建築技術者と一緒に考えることが望ましい。</p> <p>・可能な限り高さや位置等も記述することが望ましい。</p> <p>例)・床から〇〇cmに手すりを設置すること ・廊下とトイレの〇cmの段差を改修すること等</p>	<p>●「様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目(住宅改修の種類)をチェックし、内容を記述する。</p> <p>●改修箇所は、場所だけでなく「手すり」であれば、「便器横壁面」等その取付位置や寸法等も具体的に記述するとよいでしょう。</p> <p>●「その他」の欄には必要に応じて付帯工事を記述する。</p>
入浴	<p>●入浴・排泄・外出活動に関連して、浴室・トイレ・玄関までの移動の欄については各活動の欄にレ点チェックする。</p> <p>(ただし、この場合、移動(排泄・入浴・外出・その他)に共通する内容は、②において、「排泄」の欄のみに記述し、各活動の欄に重複して記述する必要はない。)</p>	<p>●「動作」のレベル(例えば、「立ち上がる」「歩く」「車を押す」「またぐ」「段差昇降」「扉を開閉する」などで、それがどのようになっているかを具体的に記述する。</p> <p>・改修案の検討の際は全ての活動についてチェックが必要だが、理由書では改善しようとする活動の記述のみでよい。</p>	<p>●各活動の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記述する。</p> <p>・改善方法は「つかまれる所を作る」「つかまれない工夫」「立ち上がりの際の支えを確保する」などの表現でも良い。</p> <p>・段差解消の場合は、「敷居を撤去して平らにする」「かさ上げ」「敷台設置」「スロープ設置」などのように具体的に記述する。</p> <p>・一つの改修項目が複数の目的のために行われる場合はまとめて記述してもよい。</p> <p>・具体的手段については利用者や家族はもちろん、住宅改修の専門家(リハビリテーション)技術者や建築技術者と一緒に考えることが望ましい。</p> <p>・可能な限り高さや位置等も記述することが望ましい。</p> <p>例)・床から〇〇cmに手すりを設置すること ・廊下とトイレの〇cmの段差を改修すること等</p>	<p>●「様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目(住宅改修の種類)をチェックし、内容を記述する。</p> <p>●改修箇所は、場所だけでなく「手すり」であれば、「便器横壁面」等その取付位置や寸法等も具体的に記述するとよいでしょう。</p> <p>●「その他」の欄には必要に応じて付帯工事を記述する。</p>
外出	<p>●生活のどの場面、どの動作が利用者・介護者にとって大変なのか、動作の流れに沿って一つずつ見極めること。要たざりならば「段差が保てるか」、歩行ができれば「段差を越えられるか」などについても確認する。</p> <p>①のレ点チェックと②のコメントの両方を合わせて利用者の状況が伝わるようにする。</p>	<p>●「動作」のレベル(例えば、「立ち上がる」「歩く」「車を押す」「またぐ」「段差昇降」「扉を開閉する」などで、それがどのようになっているかを具体的に記述する。</p> <p>・改修案の検討の際は全ての活動についてチェックが必要だが、理由書では改善しようとする活動の記述のみでよい。</p>	<p>●各活動の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記述する。</p> <p>・改善方法は「つかまれる所を作る」「つかまれない工夫」「立ち上がりの際の支えを確保する」などの表現でも良い。</p> <p>・段差解消の場合は、「敷居を撤去して平らにする」「かさ上げ」「敷台設置」「スロープ設置」などのように具体的に記述する。</p> <p>・一つの改修項目が複数の目的のために行われる場合はまとめて記述してもよい。</p> <p>・具体的手段については利用者や家族はもちろん、住宅改修の専門家(リハビリテーション)技術者や建築技術者と一緒に考えることが望ましい。</p> <p>・可能な限り高さや位置等も記述することが望ましい。</p> <p>例)・床から〇〇cmに手すりを設置すること ・廊下とトイレの〇cmの段差を改修すること等</p>	<p>●「様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目(住宅改修の種類)をチェックし、内容を記述する。</p> <p>●改修箇所は、場所だけでなく「手すり」であれば、「便器横壁面」等その取付位置や寸法等も具体的に記述するとよいでしょう。</p> <p>●「その他」の欄には必要に応じて付帯工事を記述する。</p>
その他の活動	<p>●「その他の活動」の欄には「排泄」「入浴」「外出」以外の活動の生活動作を記述する。(例えば「調理・台所までの移動」や「洗濯・洗濯機からの洗濯物の取り出し」など)</p>	<p>●「動作」のレベル(例えば、「立ち上がる」「歩く」「車を押す」「またぐ」「段差昇降」「扉を開閉する」などで、それがどのようになっているかを具体的に記述する。</p> <p>・改修案の検討の際は全ての活動についてチェックが必要だが、理由書では改善しようとする活動の記述のみでよい。</p>	<p>●各活動の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記述する。</p> <p>・改善方法は「つかまれる所を作る」「つかまれない工夫」「立ち上がりの際の支えを確保する」などの表現でも良い。</p> <p>・段差解消の場合は、「敷居を撤去して平らにする」「かさ上げ」「敷台設置」「スロープ設置」などのように具体的に記述する。</p> <p>・一つの改修項目が複数の目的のために行われる場合はまとめて記述してもよい。</p> <p>・具体的手段については利用者や家族はもちろん、住宅改修の専門家(リハビリテーション)技術者や建築技術者と一緒に考えることが望ましい。</p> <p>・可能な限り高さや位置等も記述することが望ましい。</p> <p>例)・床から〇〇cmに手すりを設置すること ・廊下とトイレの〇cmの段差を改修すること等</p>	<p>●「様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目(住宅改修の種類)をチェックし、内容を記述する。</p> <p>●改修箇所は、場所だけでなく「手すり」であれば、「便器横壁面」等その取付位置や寸法等も具体的に記述するとよいでしょう。</p> <p>●「その他」の欄には必要に応じて付帯工事を記述する。</p>

作成にあたっての留意点と記入要領 (P2)

留意点2. 改善しようとする生活動作を明確にして、具体的に何に困っているのかを記述する。

P2-①：改善をしようとしている生活動作

- ・“入浴動作”と記述しただけでは、何をどう改善したら良いかわかりません。浴室内での移動に問題があるのか、浴槽の出入りに問題があるのかでは改修の内容が大きく変わります。
- ・改善したい動作をより具体的に把握することで、初めて改修方針が見えてきます。
- そのためには、訪問介護員や訪問看護師等から情報を得ましょう。
- 可能であれば、利用者本人や介護者に、普段の一連の生活動作を再現してもらってもよいでしょう。

P2-②：具体的な困難な状況

- ・困難な状況を具体的に記述しないと、どうすべきなのかという方針につながりません。
- 利用者本人の心身状況や動作
→介助方法
→居住環境の現状
- ※例えば「寝室～トイレに段差が多く、つたい歩きでは不安」でも少し具体化されましたが、さらに「寝室と廊下、廊下とトイレに各3cm程度の段差があり、つまづきやすい」などと具体的に状況を記述すると、改修の方針が定まりやすくなります。

留意点3. 住宅改修により、生活上どのような点が改善されるのかを明確にして、具体的にどのような住宅改修が必要なのかを記述する。

P2-③-1：改修目的・期待効果

- ・住宅改修を行うことによって、困難な状況の改善にどのように役立つのか、改修の目的と期待する効果を明確にします。
- ・明確にしないと、行った改修が本来に利用者のためになったのか、モニタリングがうまくできなくなります。
- 目的や効果を明確にすることで、利用者や家族も納得して住宅改修に取り組むことができます。

P2-③-2：改修の方針

- ・改修目的、期待効果に沿ってどのような改修工事を行うのか、また困難な動作や状況がどのように改善されるのか、改修の方針を具体的に記述します。
- 施工者や、必要に応じてリハビリテーションの専門職等とともにプランを検討します。
- 現場を訪問して、改修箇所を確認します。
- また、可能であれば、利用者に実際に動作をしてみらってから確認するとよいでしょう。
- その際、福祉用具の利用も考慮します。

P2-④：改修項目（改修箇所）

- ・改修内容を工事の種類ごとに整理します。
- 整理することで、住宅改修費の支給対象となるものと、そうでないものとを確認することができます。

御 見 積 書

熱海 太郎 様 住宅改修工事

〇〇年△月×日
熱海市中央町2-2
(有)あたみ住環境開発
Tel.0557-86-6000

住
環
境
ア
タ
ミ

平面図や写真と番号
を連動させると分か
りやすくなります。

り御見積りいたします。

住宅改修工事費 ￥90,930-

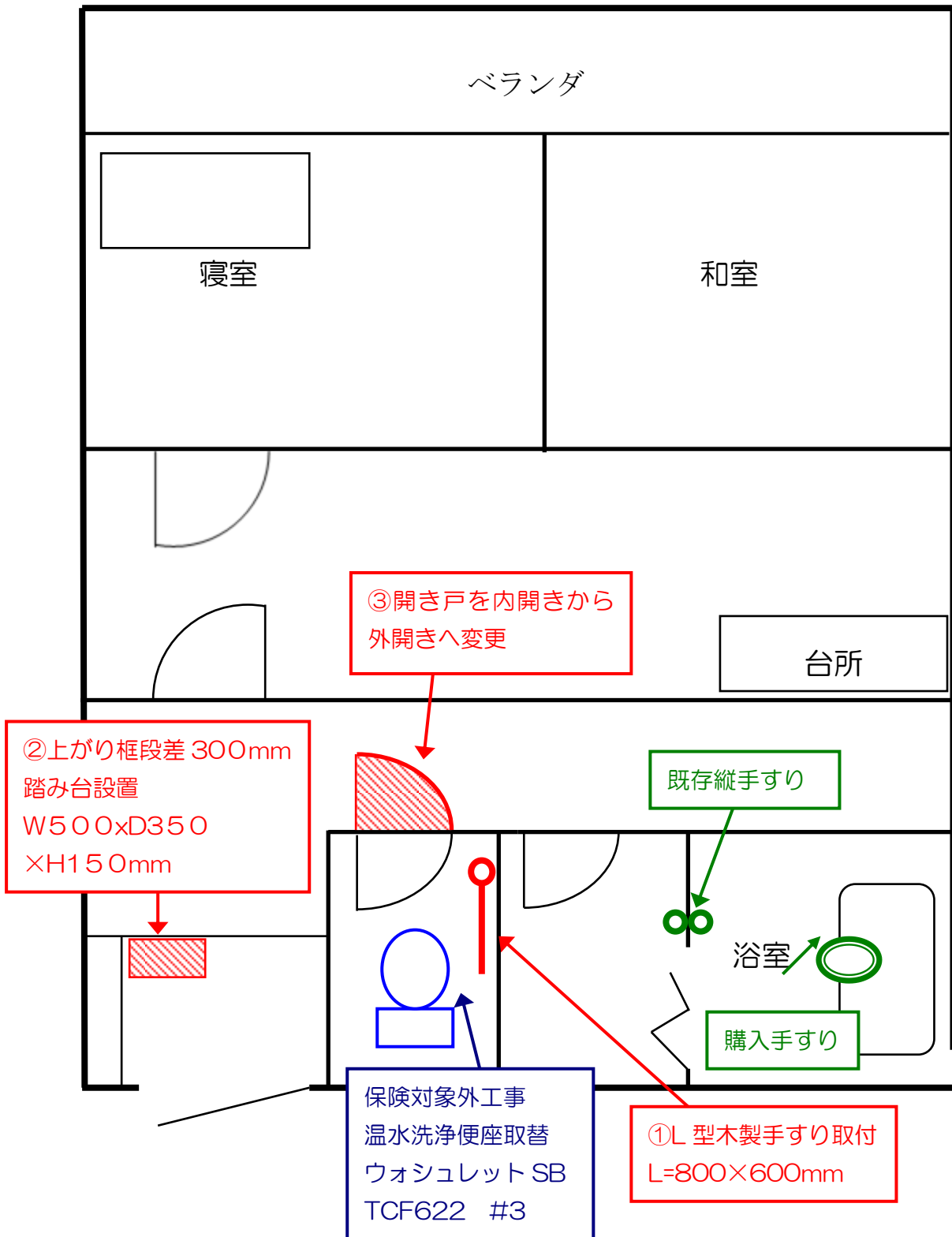
名 称	適 用	数 量	単 価	金 額	備 考
①トイレL型手すり取付工事	800×600				
木製手すり (グリップ型)	35φ	1.8m	2,000	3,600	
木製手すりエンドブラケット	ED5024	2	1,000	2,000	
木製手すりコーナーブラケット			1,000	1,000	
取付工事費				5,000	
小 計				11,600	
②段差解消工事					
(玄関上がり框に踏み台取付)					
木製踏み台	W500 × D350 ×H150	1	10,000	10,000	
取付工事費				5,000	
小 計				15,000	
③扉の変更工事					
(トイレ開き戸を外開きに変更)					
取付工事費				20,000	
小 計				20,000	
工事費 計				46,600	
消費税				2,330	
合 計 A (介護保険対象)				48,930	
☆介護保険対象外工事					
温水洗浄便座取替え工事					
ウォシュレット SB	TCF622 #5	1	30,000	30,000	
取替え工事費			10,000	10,000	水道工事含
消費税				2,000	
合 計 B (介護保険対象外)				42,000	
総計 A+B				90,930	

〇〇工事一式と
いう表現は使わ
ないでください。

材料費と施工費を
分けてください。

介護保険対象外工事を見積もりに含める
場合は、分かるように区分してください。

熱海 太郎 様 邸 平面図



※ 平面図は改修箇所だけでなく、生活動線が分かるように全体を表示してください。また、平面図だけでは分かりにくい改修箇所は立面図を作成してください。

〇〇年△月×日

住宅改修の承諾書

(住宅所有者)

住 所 熱海市中央町1番1号

氏 名 熱海 一郎




私は、下記表示の住宅に、熱海 太郎が

別紙「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費申請書兼請求書」の
住宅改修を行うことを承諾いたします。


住宅の所在地

住 所 熱海市中央町1番1号

1. 保険対象工事のみで契約した場合の領収書（例）

領 収 書		No. <u>11111</u>
熱海 太郎 様		
金48,930円		
但し、介護保険住宅改修工事（手すり取付・段差解消・扉の変更）		
〇〇年△月×日 上記正に領収いたしました。		
内訳		
税抜金額	<u>38,300</u>	〒413-0015
消費税額等	<u>1,915</u>	熱海市中央町2-2
		有限会社アタミ住環境開発
		代表取締役 介護二郎
印 紙	50,000 円以上の場合は、収入印紙の貼付をお願いします。	

2. 保険対象外工事も含めて契約した場合の領収書（例）

領 収 書		No. <u>12345</u>
熱海 太郎 様		
金90,930円		
但し、介護保険住宅改修工事（手すり取付・段差解消・扉の変更）		
温水洗浄便座取替工事		
〇〇年△月×日 上記正に領収いたしました。		
内訳		
税抜金額	<u>86,600</u>	〒413-0015
消費税額等	<u>4,330</u>	熱海市中央町2-2
		有限会社アタミ住環境開発
		代表取締役 介護二郎
印 紙		

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、

- 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費
- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費

の支給申請及び請求並びに給付金の受領に関する一切の権限を委任いたします。

記

年 月 日

熱海市長 あて



住所
委 任 者
(被保険者) 氏名

印



住所
受 任 者
(代理受領者) 氏名



(委任者との続柄

)

その他

● 熱海市住宅改修支援事業補助金

ケアプランを作成する担当の介護支援専門員等がない被保険者に対し、作業療法士等が「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合、作成1件当たり2,000円を補助します。

当該被保険者のケアプランを作成する担当の介護支援専門員がいる場合は、補助対象になりません。

詳細は、長寿介護課長寿支援室(0557-86-6316)にお問合せください。

● 住宅改修事業所の実地指導

住宅改修費の支給に関し、必要と認めるときは、住宅改修を行う（行った）者に対し、関係者の出頭、及び事業所への立入により、帳簿書類その他の物件を検査することができます。今後、必要に応じて、住宅改修事業所に対する実地指導を行うこととします。なお、実地指導を行う場合は事前に通知を発出します。

【根拠法令等】

- 法第45条第8項、法57条第8項、
- 「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について（平成12年3月8日付、老企第42号、最終改正、平成30年）」中の「4. 支援体制等の整備」の「(4) 事業者に対する質問・検査等」の規定



お問い合わせ先

〒413-8550

熱海市中央町1番1号

熱海市 健康福祉部

長寿介護課 介護保険室

TEL0557-86-6283